

毎週火、金曜日発行(但休日当る きは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示  
漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

告 示

鳥取県告示第十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕 松本 勇  
同 右 大黒 躰 立

2 加入区

赤碕加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

赤碕漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所  
赤碓町漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十二号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
鳥取市賀露町 網師 銀 蔵  
同 右 網田 亀 七
- 2 加入区

賀露加入区

3 漁船損害補償法第百十三條第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
賀露漁業協同組合

二 指定漁業調書の縦覧

1 縦覧期間  
昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所  
賀露漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十三号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷 前田 玄 一  
同 右 大字岩本 川口 沢 市
- 2 加入区  
大岩加入区
- 3 漁船損害補償法第百十三條第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大岩漁業協同組合
- 二 指定漁業調書の縦覧
- 1 縦覧期間  
昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで
- 2 縦覧の場所  
大岩漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十四号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 三浦 文 吉  
同 右 玉川 初 雄
- 2 加入区  
浦富加入区
- 3 漁船損害補償法第百十三條第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
浦富漁業協同組合
- 二 指定漁業調書の縦覧
- 1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所  
浦富漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十五号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
鳥取県気高郡気高町大字酒津 植島 浩 敏  
同 右 大磯 武雄
- 2 加入区

酒津加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
酒津漁業協同組合  
酒津第一

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間  
昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

鳥取県気高郡気高町大字酒津公民館

鳥取県告示第十六号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名  
鳥取県西伯郡淀江町大字淀江 浅田 利 藏  
同 右 野引 広 義
- 2 加入区

淀江加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
淀江漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間  
昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

淀江漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十七号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石、破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名  
鳥取県岩美郡岩美町大字田後 上村 忠 彦  
同 右 米村 松 藏

2 加入区

田後加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
田後漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

田後漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十八号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡中山町大字御崎 森 本 広 美  
同 右 森 長 栄

2 加入区

中山加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁協同組合の名称

中山町漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

中山町漁業協同組合事務所

鳥取県告示第十九号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡中山町大字中尾 柏 尾 清 蔵  
同 右 大 字 塩 津 高 見 秀 次 郎

2 加入区

逢坂加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

逢坂漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

逢坂漁業協同組合事務所

鳥取県告示第二十号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾 奥 谷 伝 六  
同 右 岡 島 堅 一

2 加入区

東加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

東漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

東漁業協同組合

鳥取県告示第二十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県岩美郡岩美町大字網代

同 右 浜 田 光 治  
川 部 一 男

2 加入区

網代加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

網代漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

網代漁業協同組合事務所

昭和四年四月十五日第三種郵便物扱

発行 日 火、 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所 鳥取県

〔定価 一部月極 一三〇円(送料共)〕